

公 表 日

平成29年 2月 6日

随意契約結果及び契約の内容

| | |
|------------------------------|--|
| 業務の名称 | 雲仙管内無人化施工技術検討業務 |
| 業務概要 | 別紙のとおり |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局 雲仙復興事務所副所長 山崎 英幸 長崎県島原市南下川尻町7-4 |
| 契約年月日 | 平成29年 2月 6日 |
| 契約業者名 | (一財)先端建設技術センター |
| 契約業者の住所 | 東京都文京区大塚2-15-6 ニッセイ音羽ビル |
| 契約金額 | 9,936,000円(税込み) |
| 予定価格 | 10,897,200円(税込み) |
| 随意契約によることとした理由 | 別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。) |
| 業務場所 | 長崎県島原市南下川尻町7-4 |
| 業種区分 | 土木関係建設コンサルタント業務 |
| 履行期間(自) | 平成29年 2月 7日 |
| 履行期間(至) | 平成29年 7月31日 |
| 備考 | 入札情報サービス(PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。 |

公 表 日

平成29年 2月 6日

様式6-1

契約の内容

| | |
|---------|--|
| 契約年月日 | 平成29年 2月 6日 |
| 契約業者名 | (一財) 先端建設技術センター |
| 契約業者の住所 | 東京都文京区大塚2-15-6 ニッセイ音羽ビル |
| 業務の名称 | 雲仙管内無人化施工技術検討業務 |
| 納入場所 | 長崎県島原市南下川尻町7-4 |
| 業務種別 | 土木関係建設コンサルタント業務 |
| 業務概要 | <ul style="list-style-type: none">・ 無人化施工方式の取りまとめや使い分け等の検討・ 標準的な仕様等の取りまとめ・ 現地調査に基づく課題の抽出と解決策の検討・ 施工の実施方針案の検討・ モデル工事の支援・ 課題の妥当性や検討結果の効果の確認・ 課題の解決等の為の技術開発事項の取りまとめ |
| 納期(自) | 平成29年 2月 7日 |
| 納期(至) | 平成29年 7月31日 |
| 契約金額 | 9,936,000円(税込み) |

契約理由書

1. 業務件名 雲仙管内無人化施工技術検討業務
2. 履行場所 長崎県島原市南下川尻町7-4
3. 契約の相手方 住所：東京都文京区大塚2丁目15番6号
会社名：一般財団法人 先端建設技術センター
電話：(03)3942-3990
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、雲仙管内で実施している無人化施工技術をより簡便に実施できるようにするための方策や施工の実施方針を検討し、これらにおける課題を抽出する。また検討結果を踏まえ、モデル（試行）工事における課題の妥当性や検討結果の効果確認を行うとともに課題を解決するために技術開発等の取りまとめを行うものである。

2) 業務の内容

本業務は、雲仙岳火山砂防事業で実施する無人化施工技術について、現状（近年）における無人化施工工事の施工内容、施工体制、使用機械、無人化施工設備や技術管理機器類、技術開発およびコスト等を調査した上で、①無人化施工方式の取りまとめや使い分け等の検討、②標準的な仕様等のとりまとめ、③現状調査に基づく課題の抽出と解決策の検討を行い、より簡便な施工の実施方針案の検討とモデル工事を通じた効果検証及び、検証結果から確認された、新たな課題やその解決策について無人化施工における技術開発事項のとりまとめを行う。

3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を20者が入手（ダウンロード）し、1者から参加表明書が提出され、参加資格を有していた。

参加資格を有する1者を技術提案書の提出者として選定し、技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る十分な技術力を備えていると判断される。特に「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の「実施手順」における「業務実施手順を実施フローの妥当性が高く工夫が図られており優れた実施手順」が記載されていること、及び特定テーマの「雲仙における無人化施工について、施工の実施方針を行う上での留意点」に対する技術提案について「的確性」について総合的に優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

雲仙復興事務所 砂防課長